

毎月15日までの会費納入に、  
ご協力をお願いします。  
会計 山崎 孝亀

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

<http://kasugaiminsyo.st1.jp>

## 民商定期総会に向けて会員・読者の拡大にご協力を！！

民商定期総会は

2022年6月3日(金)



リレー1回目は  
13ポイントで  
バトンを渡しました

5月16日(月)です。

愛商連拡大リレーは、

**困ったときは民商に相談を！**  
コロナの脅威と戦うこと3年目。  
なかなか収束とまらない日々が続く、第2波が来るのでは・・・という中で、中小業者の仕事や暮らしもコロナのなかった時のようには完全に戻らず、不安な暮らしを強いられている状態が続いています。  
そんな中インボイス制度の登録が開始されたりし、より一層中小業者の方々の不安をおおっている様に思います。  
こんな時だからこそ、組織拡大を進めて、一人でも多く仲間を増やしこの逆境を乗り越えて行きましょう。  
春日井民商では、申告だけでなく融資の相談・市県民税・国税などの分納相談など、中小業者のみなさんの立場に立って、相談に乗っています。  
みなさんの知り合いの方や同業者の方、またお友達などで悩んだり困ったりしている方がおられましたらぜひ、春日井民商に相談するように、お話し下さい。

### 共済会加入者以外にも コロナ見舞金を出します！

春日井民商の会員でも新型コロナウイルスに感染する人が増えてきています。

春日井民商共済会では、4月26日(火)の共済理事会で、新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となった会員と配偶者・同居家族のうち、共済会に未加入または年齢などの加入要件を満たしていないため共済見舞金の支給対象とならなかった人に、春日井民商共済会独自で見舞金を支給することを確認しました。

対象となるのは、新型コロナウイルス感染がはじまって以降で、さかのぼって支給します。詳しくは近くの役員または事務所までおたずねください。

感染した場合 3,000円

濃厚接触の場合 2,000円



### 事業復活支援金

申請期限は5月31日(火)です

注意！ 事前確認は5月26日(木)までです

事業復活支援金に関する問い合わせが大変増えています。

事業復活支援金を申請するためには、取引先の銀行や商工会議所など「登録確認機関」での「事前確認」が必要です。この事前確認が終わらないと、「事前確認通知番号」が発行されず、申請できません(春日井民商では登録確認機関ではないため事前確認はできません)。

すでに「一時支援金」「月次支援金」の申請で事前確認が済んでいる場合は、新たに事前確認の必要はありませんが、これから事前確認を受けようとする場合は、早めに事前確認を受けるようにお願いします。事前確認の締め切りは事業復活支援金の申請期限よりも5日早いので十分注意しましょう。

